

次世代育成及び仕事と家庭の両立を支援するための取扱



三菱重工は東京労働局から「次世代育成認定マーク」を取得しています。

育児関係



次世代育成支援金
※第3子以上が出生した際に支給



チャイルド・プラン休業



不妊治療のための休業を認める制度です。
・休業期間は、子1人(多胎妊娠を含む)の妊娠につき、妊娠するまでの1年以内(分割取得可)
・男性、女性ともに取得可能

産前産後の不就業

8週間 8週間 +2週間

産前産後8週間ずつ休業できます。
妊娠・出産に起因する疾病の場合は、前後に通算2週間プラスできます。

出産休暇

妻が出産するとき、出産の前日から2週間以内の期間に5日以内の範囲で取得可能

育児休業

・子が3歳まで取得可能
・2回まで分割可能

育児勤務

子が中学校入学まで取得可能

仕事と育児の両立支援金

満3歳までの子を保育所に預けながら勤務している場合に支給

子の看護のための不就業

・子が中学校入学まで取得可能
・年10日まで取得可能

時間外労働・深夜労働の制限

1日8時間以上の就業を免除

小学校就学始期に達するまでの子の養育を行う社員は、申出により「24H/月、150H/年を超える時間外労働の制限」及び「深夜労働の免除」を申請することができます。

申出があった場合

妊娠中の女性、産後1年を経過していない女性、満3歳に満たない子を養育する者が申し出た場合適用となります。

育児や看護、妊娠中の通勤緩和等の都合等で1~2時間単位で休暇を取得可能

時間単位年休

キャリア・リターン制度(再雇用制度)

出産、育児、転任者転動などを理由とした退職者に再入社の手続きを認める制度です。

このイラストがある制度は、男性も利用できる制度です。